

介護ロボット導入効果検証協力事業所募集要項

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

1 はじめに

本市では、介護従業者の負担軽減や定着、介護の質の向上を目的として、介護ロボットの活用を推進するため、令和元年10月より「介護ロボット等活用推進事業」（委託事業）を実施しております。

この事業の一環として、介護保険事業所における介護ロボットの導入効果を検証し、その結果を今後の介護ロボットの普及や活用推進に活かしていくための介護ロボット導入効果検証を行います。

そのため、当該効果検証にご協力いただく介護保険事業所を募集します。

なお、介護ロボット等活用推進事業は「なごや福祉用具プラザ」のもとで行います。

「なごや福祉用具プラザ」について

平成9年事業開始。介護ロボットを含む約1000点の福祉用具の展示、福祉用具や住宅改修に関する無料相談、実習・研修を通じた介護知識・技術の普及を行っています。

また、平成25年から29年に国の介護ロボット普及モデル事業を受託しています。

2 募集対象事業所

(1) 募集数

2事業所

(2) 対象事業所

名古屋市内で運営する以下の事業所で、介護ロボットの導入を検討しており、効果検証に協力できる事業所。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、
特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム

※令和2年4月1日時点で開設後3年以上経過していること。

3 応募資格

(1) 名古屋市内にある「2 募集対象事業所」を運営している法人

(2) 介護保険法に規定する欠格事由等に該当しないこと

- ・介護保険法に規定する欠格事由に該当する場合は応募できません。
- ・応募者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員等（暴力団員と密接な関係を有する者を含む）、名古屋市が行う事務及び事業からの排除対象者であることが判明した場合は、応募を無効とします。また、暴力団員等であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会することがあります。

(3) 介護保険法及び老人福祉法の規定を遵守していること

介護保険法を始め関係する省令等に定められた基準を満たしていることが必要です。

また、下記に該当する法人（その法人と代表取締役を同一人物とする法人も含む）は応募できません。

- ・応募書類提出時において、介護保険法及び老人福祉法その他法令に明確に違反していると認められる法人
- ・その他、市長が不適切と認める法人

(4) 適正な事業計画の策定

- ・介護ロボットの導入効果検証を行う事業所において当該効果検証に協力可能な体制が整っていることを確認の上ご応募ください。
- ・効果検証の実施にあたり、利用者のプライバシー保護や事故防止の対策をお願いします。

4 効果検証の内容

(1) 介護ロボットの種類

効果検証に使用する介護ロボットは、以下の種別のものであります。要件を満たす介護ロボットを協力事業所において用意していただきます。

どのような介護ロボットを使用するのは、協力事業所として採択された後、なごや福祉用具プラザと調整の上、事業所の課題整理を踏まえて決定していただきます。

移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援

以下のアからウの全てを満たすロボットを対象とします。

ア 目的要件

日常生活支援における、移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援の場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるものであること。

イ 技術的要件

次の（ア）又は（イ）のいずれかを満たすロボットであること

- （ア） センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うロボットであること
- （イ） 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」又は「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボットであること

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入又はリースできる状態にあること。

(2) 介護ロボットの購入費用の補助について

協力事業所として採択された後に、効果検証に使用する介護ロボットについて、新たに購入する場合は、購入費用に対する補助があります。（他の補助金との重複は不可）

ア 補助対象者 : 協力事業所を運営する法人

イ 補助額 : 購入費用の4分の3に相当する額
(ただし、補助上限額は、1事業所あたり1,000千円)

ウ 補助対象経費: 効果検証に使用する介護ロボットの購入費用
当該補助金を活用し複数台の購入も可能ですが、効果検証に使用する台数のみとします。

エ その他

- ・効果検証に使用する介護ロボットの機種については、なごや福祉用具プラザと調整

の上決定してください。

- ・効果検証に使用する介護ロボットは購入を原則としますが、やむを得ずリースにより新たに導入を行う場合は、3年以上のリース契約を締結するものとし、この場合補助金の対象となる経費は、初年度（申請した年度の年度末まで）に発生したリース料のみとします。
- ・補助金の交付にあたっては、効果検証への協力が条件です。
- ・補助金の交付にあたっては、協力事業所に選定された後、別途手続きが必要です。
- ・効果検証を途中で中止した場合やリースの3年契約を途中で解約した場合には交付した補助金を返還していただく場合があります。

（3）効果検証の実施期間

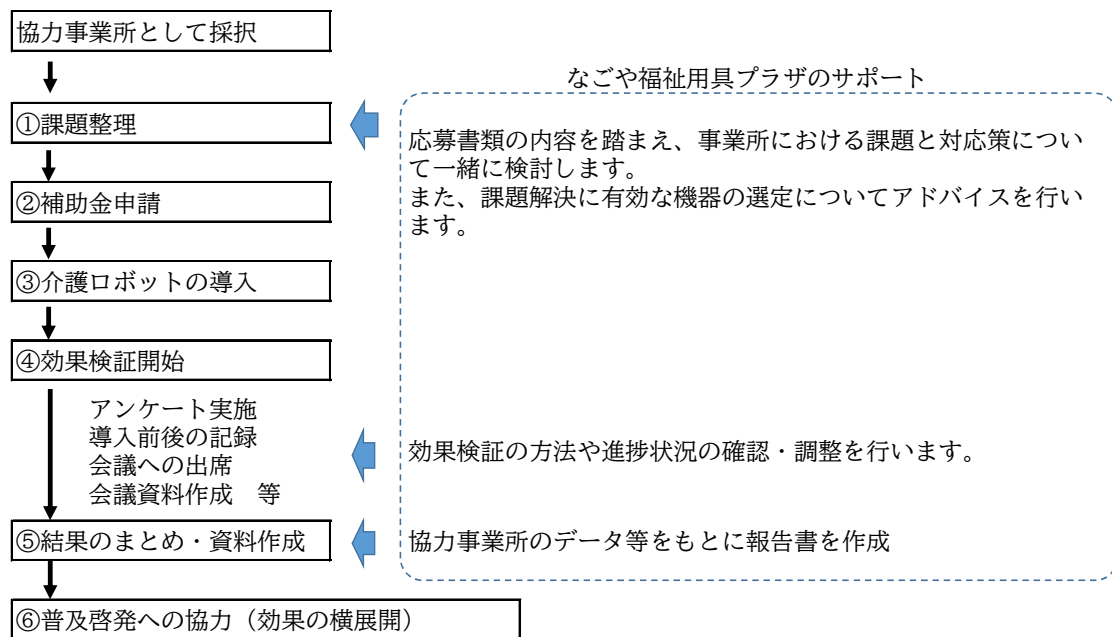
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

※セミナーやフォーラムにおける効果検証の発表等の普及啓発については、令和3年度以降にご協力いただくことになります。

（4）効果検証の実施

効果検証の実施にあたっては、事業所の課題分析や機種を選定、導入後の効果検証業務について、なごや福祉用具プラザの専門職（リハビリテーション工学技師、ソーシャルワーカー、作業療法士、看護師等）が一体となって協力事業所をサポートします。

<効果検証の流れ イメージ>



（5）協力事業所における協力内容

事業所にご協力いただく内容は以下のとおりです。あらかじめご了承の上ご応募ください。なお、効果検証の実施にあたっては、なごや福祉用具プラザと相談・調整しながら実施をお願いします。（会議出席に関する謝礼等の協力金あり）

ア 事業所に適した介護ロボットの導入

なごや福祉用具プラザと調整の上、事業所における課題を踏まえて業務改善の目標を設定し、介護ロボットを選定・導入する。

イ 職員への負担を分析するために必要なヒアリング・アンケート等への協力

（介護ロボット使用前、使用后等随時実施）

- ウ 介護ロボットを使用する前後の介護サービスの提供の記録
- エ 介護ロボットを使用しての介護サービスの提供に伴う安全管理、利用者対応その他の事務（当該検証の対象となる利用者及びその家族の同意を書面で取得）
- オ 利用者の自立度分析への協力
- カ 効果検証のための会議への出席、資料作成（会議3回程度、報告書等の作成）
- キ 他事業所・外部からの取材や見学等への対応
- ク 本市及びなごや福祉用具プラザが実施するセミナーやフォーラム等での効果検証の発表（1～2回程度）
- ケ その他、効果検証により得られた成果の普及・啓発に係る事業への協力

5 応募方法

応募される場合は、市へ事前相談のうえ、別にお示しする応募書類を提出してください。

○事前相談

応募書類の作成にあたって、事前に担当課へ相談してください。

応募にあたっての留意事項や補助金の手続き、効果検証を実施する場合の留意事項等を確認したうえで、ご応募をお願いします。

○応募書類の提出期限

令和2年4月30日（木）17時まで ※郵送の場合は4月30日必着

【事前相談及び書類提出先】

名古屋市役所 健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係（p5問い合わせ先と同じ）
（事前相談又は書類の持参等で来庁される場合は、来庁日時の予約をお願いします。）

※書類は、提出期限までに不足、内容誤り等がないように担当課職員と十分打合せをし、最終確定した書類を提出してください。

※応募書類は、提出期限を過ぎた場合においては、いかなる理由であっても受理いたしません。

6 今後の日程について（予定）

区 分	事 項
令和2年3月30日	○募集開始
4月30日	○「応募書類」の提出期限（法人→市） ※提出までに市へ事前相談を行う
5月	○書類審査・ヒアリング ○評価委員より意見聴取 ○協力事業所の選定
6月	○選定結果の通知（市→法人）
6月～	○効果検証開始

※上記日程については、事情により変更になることがあります。

7 選定方法と結果について

(1) 審査

提出いただいた応募書類を審査させていただくほか、必要に応じてヒアリングを行います。

(2) 選定

選定基準の概要についてはp 6「介護ロボット導入効果検証協力事業所選定基準」のとおりです。また、最終的な選定は評価委員への意見聴取の上、行います。

(3) 選定結果の通知

選定結果につきましては、採択あるいは不採択にかかわらず「令和2年6月初旬」をめどに各法人あて通知する予定です。

8 留意事項

- 提出いただいた書類に虚偽等がある場合には、応募自体を無効とさせていただきます。また選定後において虚偽等が判明した場合にも採択を無効とさせていただきます。
- 応募書類提出以降の応募書類の内容の変更は認めません。
- 本市が必要と判断した場合は、本市からの書類の追加及び補正を求めることがあります。
- 応募に関して必要な費用は応募者の負担とします。
- 提出書類については理由の如何に関わらず、返却いたしません。
- 提出書類については、名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日条例第65号）に基づく開示の対象となることでもありますのでご留意願います。
- 応募いただいた後、あるいは、採択後にやむを得ない事由等で辞退する場合には、辞退理由を明記の上、申請者の署名及び捺印のある辞退届（任意様式）を提出してください。
- 事前相談及び応募書類提出は、運営法人の方の同席をお願いします。代行申請は不可とします。
- 今回の募集に関しましては、当課の指導に従い手続き等を行っていただきます。また、応募いただいた計画が採択された場合についても同様です。
- 採択された場合は、提出いただいた応募書類の写しをなごや福祉用具プラザへ提供します。

9 問い合わせ先

ご不明な点等は、p 7質問送付票により令和2年4月13日までにFAXでお問い合わせください。後日回答いたします。

応募書類の提出は、次までお願いします。ご来庁時には、必ず事前に下記問い合わせ先まで予約をお願いします。

(問い合わせ・書類提出先)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定係(市役所本庁舎2階)

電話：052(972)2539 FAX：052(972)4147

介護ロボット導入効果検証協力事業所選定基準

	評価項目	具体的な視点	配点
①	応募の目的	・ 効果検証の目的や意義への理解及び当該事業への取組意欲	20
②	効果検証事業の実施体制	・ 効果検証に協力するための人員体制	10
③	効果検証の適性	・ 介護従業者の負担軽減や定着支援に関する取組状況 ・ 介護従業者の負担軽減や定着支援、介護の質の向上について、現状の課題及び介護ロボットに期待する効果	20
合計			50

※本事業に取り組むべき体制が整っていないと判断される場合には、評価点数に関わらず採択はできません。

※合計点が20点未満の場合は採択されません。

※同点の場合は、「③効果検証の適性」の点数の高い方を優先します。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部
介護保険課施設指定係担当者 宛

F A X : 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

T E L : 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

質問送付票

(介護ロボット導入効果検証協力事業所公募)

送信日	令和2年 月 日 ()
送信元	法人名 : 所在地 : T E L : F A X : 担当者 :
件名	
質問	

令和2年4月13日(月)まで質問を受け付けます。